

## 第四号議案

G組、自閉症・情緒障がい特別支援学級の役員選出方法の明文化

### 施行細則第1条5①

G組と来年度より開設される自閉症・情緒障がい特別支援学級からは、役員候補者を選出しない事を明文化する。

(理由) 今まで慣例的にG組からは役員候補者を選出していなかったが、これを明文化するため。また、自閉症・情緒障がい特別支援学級も同様とする。

|     |   |
|-----|---|
| 現会則 | 5 役員選出管理委員会は役員立候補者が定数に満たない場合、1・2年生保護者会員から次の方法で役員候補者を選出する。<br>①各学級から2名以上選出する。                                  |
| 改正案 | 5 役員選出管理委員会は役員立候補者が定数に満たない場合、1・2年生保護者会員から次の方法で役員候補者を選出する。<br>①各学級から2名以上選出する。 ( <b>G組、自閉症・情緒障がい特別支援学級を除く</b> ) |